

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和8年6月25日	
青森市長 様	
提出者	
住 所 青森市東造道二丁目1番1号	
氏 名 青森県立中央病院 院長 廣田 和美	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 017-726-8319	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	青森県立中央病院
事業場の所在地	青森市東造道二丁目1番1号
計画期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	医療業
②事業の規模	病床数 584床(一般579床、感染5床)
③従業員数	1668名(令和8年4月1日現在)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	発生 源 排出品目 処理・処分 臨床検査 部病理部 廃油・廃酸・廃 アルカリ・汚泥 等(全て廃試 薬) 焼却、中和、溶解・還元・中和・ろ過 各診療 科・病棟 等 感染性廃棄物 焼却・溶 融 鉄鋼製品 スラグ 再生利 用 廃棄物処理の流 れ 委託処理分の範 囲

(日本産業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

院長
(廃棄物処理統括責任者)

副院長

感染管理センター

各診療部門

各診療科・病棟等
(廃棄物管理責任者)

管理室(廃棄物管理担当室長)
(処理計画作成担当)

看護部

事務部門

感染対策委員会
(特別管理産業廃棄物管理責任者(副院長))

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度(令和7年度)実績】

特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
排出量	2.823 t	686.769 t
特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	
排出量	0.08 t	t

(これまでに実施した取組)
感染性廃棄物による院内感染事故の防止、公衆衛生の保持及び病原微生物の拡散防止の徹底という観点から、より安全に配慮した取扱いを実施している。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	感染性廃棄物
排出量	6.11 t	622.08 t

(今後実施する予定の取組)
①の現状のため、排出を抑制しにくい状況にあり、また無菌室及び24時間運用病棟での感染予防、感染性病原菌の飛散等を防止するため、より厳格な廃棄物の運用見直しを行っている。また、医療材料のキット化、シングルユース化などによる個別包装化が進んでおり、感染性産業廃棄物が増加傾向にあり、減量化が困難な状況であるが、廃棄物自体の排出抑制の取組み、経費の削減に努めることとしている。
なお、排出量の目標値は、委託契約で見込んでいる引火性廃油・不用薬品年6.11t以下、感染性廃棄物年622.08t以下とする。

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
各診療科及び病棟等で発生した特別管理産業廃棄物は発生源で分別している。特に感染性廃棄物に関しては「鋭利な器材・固めた排液」及び「固形状のもの」に分別してプラスチック容器又はダンボール容器に入れて密閉している。

②計画

(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
廃棄物の分別等を適正に行うように管理する。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度(令和7年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 自ら行う再生利用は、実施せず。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 自ら行う再生利用は、実施する予定なし。		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度(令和7年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 自ら行う中間処理は、実施せず。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 自ら行う中間処理は、実施する予定なし。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度(令和7年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 自ら行う埋立処分は、実施せず。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 自ら行う埋立処分は、実施する予定なし。		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度(令和7年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	感染性廃棄物
	全 処 理 委 託 量	2.823 t	686.769 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	0.003 t	686.769 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	- t	16.07 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	0.003 t	0.003 t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	2.82 t	- t
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	
	全 処 理 委 託 量	0.08 t	t
	優良認定処理業者 への処理委託量	0.08 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者 への処理委託量	0.08 t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 排出される特別管理産業廃棄物の収集・運搬及び処理業務は全て委託して いる。また、委託契約締結に向けての見積合わせに際しては、許可証の写しを 持参すること等を条件に行っている。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	感性的廃棄物
	全 処 理 委 託 量	6.11 t	622.08 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	- t	622.08 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	-	14.557 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	6.11 t	- t
	(今後実施する予定の取組) 当面、現在の取組を継続するとともに、電子マニフェストシステムによりマニフェストの管理を徹底する。		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く)		689.672 t
	(今後実施する予定の取組) 当面、現在の取組を継続するとともに、電子マニフェストシステムによりマニフェストの管理を徹底する。		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。